

検疫感染症患者等に係る医療機関との入院委託協定の締結状況

資料 4

令和7年2月1日現在
新潟検疫所富山空港出張所

医療機関	所在地	協定締結日 (注1)	対象となる感染症及び措置							
			一類感染症 (検疫法第2条第1号)		新型インフルエンザ等感染症 (検疫法第2条第2号)		指定感染症 (検疫法第34条第1項)		新感染症 (検疫法第34条の2第1項)	
			隔離(注2)	停留(注3)	隔離	停留	隔離	停留	隔離	停留
富山県立中央病院	富山市	令和6年9月13日	○	○	○	○	○	○	○	○
富山市民病院	富山市	令和6年9月10日			○	○	○	○	○	○
富山大学附属病院	富山市	令和6年10月15日			○	○	○	○	○	○
高岡市民病院	高岡市	令和6年9月10日			○	○	○	○	○	○
黒部市民病院	黒部市	令和6年10月15日			○	○	○	○	○	○
市立砺波総合病院	砺波市	令和6年11月15日			○	○	○	○	○	○
国立国際医療研究センター(注4)	東京都新宿区	令和6年10月15日	○	○	○	○	○	○	○	○
りんくう総合医療センター(注4)	大阪府泉佐野市	令和6年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 : 各協定とも有効期間は協定締結日から令和7年3月31日までとなっているが、申し出がない場合、同一条件により1年間更新
 注2 : 検疫法第15条
 注3 : 検疫法第16条
 注4 : 新潟検疫所が締結した協定に含まれる。

今後、新たに感染症指定医療機関(第一種又は第二種)への指定があった場合、入院委託協定を締結させていただきたく存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。